

北海道熊研究会」Hokkaido Bear Research Association

＜北海道熊研究会 会報＞ 第 99 号 2020 年 12 月 25 日

北海道熊研究会事務局 北海道野生動物研究所内(Tel. 011-892-1057)

代表 門崎 允昭

事務局長 Peter Nichols ピーターニコルス氏

幹事長 藤田 弘志 氏

ご意見ご連絡は本紙送信 email ではなく、下記の email へお願い致します

e-mail: kadosaki@pop21.odn.ne.jp

既報会報の 1～98 号は Website に「北海道野生動物研究所」と入力しご覧下さい

北海道知事に 12 月 18 日に「北海道の熊問題の提言を」、動物管理担当課長 藤島京子氏・主査(ヒグマ対策) 梅谷一郎氏に面談し、趣旨説明し、対応の実施を求めました。以下に、要望書の全文を掲載致しますので、ご一読下さい。

北海道に於いて「道民が熊と共存する為の方策」の確立とその実施

のお願い

北海道知事 殿

2020 年 12 月 18 日

北海道の熊問題を考える会 (共同代表)

奥津義広・門崎 允昭・稗田 一俊・藤田 弘志・長谷 智恵子

事務所 北海道野生動物研究所(Tel. 011-892-1057)

我々は、道として早期に「熊に依る人的及び経済的被害を予防しつつ、熊を極力殺さない施策の実施、すなわち「道民と熊が共存する施策の策定とその実施」を強く求めます。

<理由>

熊は北海道の自然を象徴する「生態系の最高位に位する種であり、アイヌ民族が生物界の最高位の神と崇め、開拓民は山親父と畏敬した種」で有り、山野を伐開する開拓が完了した現今、害獣として駆除すべき種では無いと確信するからである。

さらに、「我々が提起する方策を確実に実施すれば」、道が 2021 年 2 月 1 日から、猟期の延長の実施で目指すとする理由で有る「人里や市街地への熊の出没は阻止し得る」し、「農耕地牧地などの経済的被害も抑止し得る」、熊の生息地へ入域しての「人的被害も抑止し得る」

からである。

<要望事項> 4項目有ります>

<要望事項の1：人里や市街地や農耕地や牧地等への熊の出没を防ぐ対策を実施されたい>

① 里や市街地や農耕地や牧地等で、恒常的ないし一時的に、熊が出没する可能性がある地所について、その可能性がある時期(通例5月～11月)に、電気柵を設置する。

これについては、(札幌市芸術の森の好事例がある)。

「札幌市芸術の森」では2013年から、5月～11月の間、全長12kmにわたり、リースで電気柵(地面の上20cmから上段1m迄4段の電線を、支柱の高さは1.4mに張り)毎年設置し、熊の侵入を完全に予防している。費用はリースで、年間160万円である。

② 事前に出没予測がつかない場所に熊が出て来た場合には、再出を予防するために、経過観察をせずに速やかに出て来た場所を特定し(調査すれば分かる)、その場所を含めて、一時的に電気柵を設置して、再出の予防を図る。

速やかに対策する理由は経過観察の余裕を与えると、その間に熊が学習して、己の行動圏と認識してしまうからである。以上①と②を、適切に行えば、市街地・人里・農耕地・放牧地などへの熊の出現は完全に予防し得る。以上の対策を、公共事業として、ぜひ実施して戴きたい。

<要望事項の2：「2021年2月1日から実施予定の狩猟期の延長」を中止して戴きたい>

理由

そもそも、道が猟期の延長目的として、上げている第一目的は「人里や市街地への熊の出没を防ぐ為」と提起しており、その目的は前記「要望事項の1」を実施する事で完全に達成し得る、からである。

さらに反対の理由を言うと、「延長期間を漸次地域と時期を拡大し、最終的に2026年度からは、4月15日まで、全道的にその実施を目指すのだ」と言うが、延長すると言うその時期は、「熊の冬籠もり時期で、しかも出産期であり、満1歳ないし2歳の子を育児時期でもある」。こう言う時期に、「冬籠もり穴を暴き、蟄居中のものを殺すなどは、生物倫理(他種生物に対して、人として為すべき正しい道の義)に反する行為で、到底許される事ではない。子供の教育上からも良くない」。過去にも春熊駆除制度は実施された。その経緯を(門崎・犬飼；道新刊、「ひぐま」から、抜粋)すると、この制度は、1962年6月末の十勝岳噴火の噴煙で、熊が道北と道東に移住し、以来、道北と道東で家畜の被害が多発した事から、①1966年度(会計年度)から実施され、33年後の1989年5月末で、この制度を全面的に廃止した。②最初は、狩猟期が終了した2月1日から、雪消するまでの期間実施され、③1976

年頃からは、3月15日から5月末日迄の75日間とし、④1987年からは、地域により、30日ないし40日間に短縮し、母子の捕獲を自粛するように改正をし。⑤1989年5月末で、この制度を全面的に廃止した。そう言う経緯のものを、再び強行実施すれば、良識在る者から蛮行と非難され、決定・関与した者は、以後永劫に再び愚行を行った者として、名指しで非難され続ける事を強く申し上げて置く。

<要望事項の3：熊による人身事故の予防策を啓発されたい>

我々の検証では、道内では、1965年を期に、熊の生息圏と人の居住圏が、地理的に確然と分離したが、それ以来、55年間今日まで、人里や市街地に出て来た熊が、人を襲った事例は、一件も発生していないが、熊の生息地に人が入域しての熊に依る人身事故が、1970年以降、今日まで、猟師によるもの年平均0.7件、猟師以外の一般人によるもの年平均1.2件発生している。しかし、我々の調査では、「フォイスルと鉈」を携帯し、熊と遭遇する可能性がある場所ではフォイスルを時々吹き鳴らす事で「遭遇による事故は予防し得る」。また熊が襲って来た場合には、刃物「鉈」で反撃する事で、難を逃れ得る事が多い事を検証している。よって、山野に入る場合には「フォイスルと鉈」を携帯する事を啓発されたい。

<要望事項の4：罠での熊捕殺を禁止されたい。>

加害個体を成敗するとして、罠を設置しているが、罠で得た個体が、その個体であるとする確認法は難しく、無害の個体が罠に掛かり、これを殺して居るのが、実態でないのか。罠での捕獲殺戮ではなく、被害の予防策である、要望事項の①と③に力点を置いて戴きたいし、倫理的観点からも、そうすべきである。

今年度での檻罠捕殺での、顕著な事例を上げるが、2020年5月15日に、古平町で千島笹の子を採取に行った71才の男子が、熊に襲われて行方不明になっているが、その熊を捕殺するとして、檻罠を仕掛け罠に入った3頭の熊を銃殺したが、加害個体は1頭にも拘わらず、3頭も殺したと言う事は、生物倫理に反し、道が言う熊との共存と言う理念に反する行為である。

<各要望事項に対する付帯資料>

<要望事項の1の付帯資料><要望事項の1：人里や市街地や農耕地や牧地等への熊の出没を防ぐ対策を実施されたい>

① (熊の行動には、必ず「目的理由」があり、行動の実施に当たってはそれを可能ならしめる経緯があり、実行動に於いては、行動規範に基づいて行動する)。

② 熊が人里や市街地に出て来る様になった理由

それは、里山での熊の捕獲を、銃猟から檻罠に変えた為である。熊は「①強烈な爆発音がする(銃)で、②殺戮されると言うこの2点」を恐れて、銃猟時には、その地域から人里や市街地には、出て来なかったのであるが、銃猟を止め檻罠にした事で、熊は身に危害が及ばなくなった事を学習し、目的遂行(目的は4項目ある)に出て来る様になったのである。

熊が人里や市街地に出て来る目的理由は、次の4つである。

＜出沒理由の①＞ 若熊(母から自立した年の子の呼称)が、己の生活地として、適地であるか否かの検証に出て来る事がある。母熊から自立した若熊が、独り立ちして生活する為の行動圏を確立するための探索過程で、人里や人家付近に至り、そこがどう言う所なのか、自分の生活圏として、使える場所なのか否かを、検証に出て来る事がある。この種の熊は母からその年自立した1歳代、ないし2歳代の若熊に限られる。出て来るのは、里や市街地に関心を抱いたものだけが出て来るのである。出沒時季は、5月～11月の間である。出て来る時間帯は、多くは夕方から朝方の間で、人を避けて出て来るのが特徴。但し、出て来た後は、その後人と遭遇しても、躊躇せずに徘徊し続ける事がある。

＜出沒理由の②＞ 道路を横断する目的で出て来る事が有る。

熊の行動圏の主体は森林地帯であるが、その森林は各所で道路で分断されている。そこで、熊が森林を移動する際に、道路を横断する場合があります、これが人に目撃される事がある。

＜出沒③＞ 農作物や家畜や果樹や養魚を食べに出て来る事がある。

＜出沒④＞ その他、力のある個体に弱い個体が襲われて逃げ出る。子が里や市街地に出てしまい母が心配し出て来る。などがある。

特記すべき事は、我々の検証では、道内では、1965年を期に、熊の生息圏と人の居住圏が、地理的に確然と分離したが、それ以来、今日まで、人里や市街地に出て来た熊が、人を襲ったり、威嚇した事象は、55年間、道内で一件も発生していない事を、熊の行動特性として留意すべきである。

＜要望事項3の付帯資料＞＜要望事項の3:熊による人身事故の予防策を啓発されたい＞

北海道での熊に依る人身事故の発生実態. 1970年～2018年末迄の49年間に、北海道で猟師以外の一般人が熊に襲われた事故の年間の平均発生件数は、1.2件で、猟師の事故は0.7件である。熊が人を襲う目的原因は、3大別される。

〔(1)排除〕①遭遇(不意に出会った時)、②人が所持(所有)している食物(持物)・作物・

家畜などの入手のため、あるいは既に己が確保した物保持し続けるために、人の存在が障害となるような場合に、人をその場から排除する目的で襲う。③猟者に対する反撃(排除)。

〔(2) 食害〕 人を食べる目的で襲うことがある。〔(3) 戯れ・苛立ち〕 戯れあるいは苛立ちから人を襲うことがある。

<被害の防止>

熊に襲われないための方法、および万が一襲われた場合に、被害を最小限に食い止める方策として、熊と対峙する猟者や熊の棲場に立ち入る一般人は次の点に留意すべきである。

「遭遇を防ぎ、熊の攻撃を撃退する」そのために、「ホイッスル(サイズは4㌢程、重さ20㌢程)と刃渡り23㌢程の鉞を」、必ず携帯すべきである。

時々、ホイッスルを吹く。ホイッスルは軽く、音も遠方まで、届く、これで、熊との遭遇は回避できる。ホイッスルは、音を出すために吹かねばと言う自覚で、常に熊を意識し続ける効用がある。ラジオ等、音が出っぱなしの物は、辺りの異変に気づき難いので、注意すべきである。小型の鈴は効用有るが、風上や沢沿いでは、音が聞こえ無いし、鈴を付け鳴らしている事で安心し、熊への警戒心がうすれ、辺りへの気配りが失われる事があり、注意が必要だ。

熊が掛って来たら、熊の身体でも、頭部でも、手でも、熊のどの部位でも良いから叩き付ける事である。熊の身体には全身に痛覚があるから、何処を叩いても、熊は痛さを感じ、攻撃を止め、離れる(過去事例による)。襲い来るものに対しては、武器(鉞で)で反撃すべきである。無抵抗はひどい場合は殺される>

これは、人対人は勿論、獣などに依る攻撃から、我が身を守る共通した総ての場合の、基本原理鉄則である。像使いが「鉤棒」を持ち、猛獣が居る原住民が蛮刀や槍を持ち歩くのも、経験から身を守るための用心の為である。鉞で襲い来る熊に反撃すれば、返って被害が甚大になると、想像で反論する者が居るが、過去の事例の検証では、そのような例は全く無く、杞憂に過ぎない。それよりも、猟師以外の一般人で、熊に襲われて、落命している者は、素手で対抗し、落命しているのが実態である。

1970年から2016年迄の47年間の事故件数は、一般人の事故(56件)、猟師の事故(33件)である。一般人の死亡事故は18件であるが、この中、武器になる物を携帯していたのは3件(事故番号7「マキリ小刀」、17「鉞鎌」、88「手鋸」)で、他の15件は素手で対応し殺されているのである。

<死んだ振りを推奨する道庁の「熊啓発紙」>

道庁の自然保護課が出版した「あなたとヒグマの共存のために」と言う啓発紙に、「クマにかかられたら、首の後ろを手で覆い、地面に伏して死んだ振りをして下さい。山に入る人は万一に備えて練習して下さい」とある。とんでもない事である。これに関連して、道職員の間野勉氏は、2004年9月7日の北海道新聞に、「熊の攻撃は「30秒から1分で終わるから、腹ばいになって、後頭部で手を組み、頭や首を守って下さい」と発言しているが、私から言わせれば、「熊の爪や歯での攻撃に数秒たりとも耐えうる者は居ないと私は

確信するから」妄言とか言いようがない。自分で試してから言えと言いたい。

<熊除けガススプレー>

これは、アメリカで、犯罪者対策で開発された物で、唐辛子の成分を主成分とするもの。形状は円柱状で幅5センチ、全長25センチ、重さ460グラム程である。①これは瞬時に襲い来る熊には通用しないし、②風上に居る熊にも通用しない。③しかも熊に10m以内に接近して噴射しないと効果がない。さらに、④人が、このガスを、少しでも吸ったら、呼吸ができなくなる。肌^{（皮膚）}にガスが僅か付着しただけで、皮膚が炎症を起こし、我慢できないうえ、目に入ったら、目を開けていられない、そう言う、しろものである。それを承知で、使うなら別だが、私達は推奨しない。

<道がここ30年間行って来た熊対策に対する問題点の総括>

北海道のヒグマ対策の経緯を調べると、平成元年度（1989年度）に策定した「北海道自然環境保全指針」で、野生動物全体が生息環境とのバランスの取れた形で適正に保護管理されるよう、野生動物保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）システムの確立に努めるとし、さらに平成8年度（1996年度）には「北海道野生動物保護管理指針」を策定して、野生動物の多様性が損なわれることのないように、適正な保護管理を総合的に推進すると掲げ、その後、平成10年度（1998年度）には「北海道環境管理計画」を発展・継承して「北海道環境基本計画」を策定し、その後も、平成12年度（2000年度）に「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」を策定し、ヒグマとの軋轢を軽減し、人への危険性や農作物等の被害を減少させ、ヒグマの地域個体群の絶滅を回避しその存続を図っていくことを目指して「春季の管理捕獲」を試行的に実施するなどの対策を相次いで導入してきたとある。

そして、北海道のヒグマ対策の現在の方針が示され、「人身事故の防止」「農作物等の被害の予防」「絶滅の回避」を掲げて、「ヒグマ対策の枠組み」の図が示されている。

その図には、「普及啓発」や「情報収集」、「被害対策（予防・対応）」、「体制の整備」や「調査研究」とある。

こうした精力的な取り組みがされてきたにもかかわらず、いまだにヒグマとの軋轢は減少する気配は無い。しかも、「人を恐れない新世代ベアー」なる新たな習性をもったヒグマが出現したことを強調して報道発表をし、これまでの対策がうまく行かなかった理由を反省することも無く、ヒグマの責任に転嫁している。

おかしくないだろうか…？

まず、次から次に策定してきたこれまでの対策が全く功を奏しなかったにもかかわらず、何故結果が出せなかったのか、反省もないままに次から次に対策を打ち出し、挙げ句には習性が異なるヒグマが出現したかのように、これまでの失敗を違う話にすり替えている。功を奏しないのはヒグマの習性を知らないからに他ならない。猛省すべきことだ。

特に「調査研究」における、ヒグマがどこに、どれだけの数がいるのか、家族構成がどうなっているのかを調べているのにもかかわらず、出沒ヒグマへの対策が功を奏していない。この「調査研究」の結果がどこに役立てられているのかすらも見えてこない。

「調査研究」が成果を上げているのであれば、出沒ヒグマに対して初動において適切な対策を打ち出せたはずである。現状ではヒグマになすがままの行動を許し、挙げ句は捕殺しており、「ヒグマの地域個体群の絶滅を回避しその存続を図る」ことに反する結果を招いている。

今のままではヒグマは絶滅へ向かうばかりだ。

ヒグマの習性を知らないから行われている対策の事例をあげる。

ヒグマ対策の大きな誤りは初動対策の不備にある。

古平町のヒグマ対策の不手際：

不手際は2点あり、

第一：初動において、二次被害を恐れて行方不明者の捜索を止め、そこに近づくこともさせないようにしたことにある。

初動において行方不明者の捜索に全力を挙げていれば、発見に繋がる痕跡があっただろうし、周辺のきめ細かな捜索をしていれば、行方不明者の発見に至り、かつ、そこに加害ヒグマを見つけることも可能だったはずで、迅速かつ適切な対応ができたと思われるからだ。

また、初動において現場を観察していれば、カラスなどの動きからも、行方不明者の位置を知ることでもできたと思われるので、初動の捜索を止めさせたことは大きな誤りである。

行方不明者のご家族の心配を考えれば、初動において捜索を止めたことは人としてやるべきことではない。自分の家族に置き換えて考えて欲しい。

第二：二次被害を恐れて捜索をしなかったことは、加害ヒグマに「人を襲い、食害しても、自分の身には何もおきない」と学習させてしまったことにある。これが「有害性

の高いヒ

グマを生み出す」ことになり、ヒグマ対策チームが自らで掲げている北海道のヒグマ対策指針に反し、明らかな大失態となった。言い換えるなら、ヒグマに学習させるこの行為こそが「人を恐れない新世代ベアー」を自らで創りだす結果を招いていることにある。

これは「経過観察」に掲げられている餌や誘引物でおびき出してビデオ撮影や体毛採取を行う行為も同じことで、人（の臭い）と餌や誘引物との関係づけをヒグマに学習させ、かつ、ヒグマの行動を野放しにした行為こそが、ヒグマにこうした行動をしても何も起きないということを学習させる結果になり、これも同様に、「人を恐れない新世代ベアー」を生み出すことになり、ヒグマ対策の解決を致命的に阻害している。

以上のことから、なぜ、そのような対策が行われ続けているのかを考えれば、ヒグマの観察を疎かにしているところに原因があり、よって、こうしたヒグマの学習能力に気がつかず、このような不手際が続いたと言える。

何十年も行われてきたヒグマ対策が全く功を奏しないのは、ヒグマの習性を知らない人たちの手によるところに原因があり、従って、ヒグマを知らない職員によるヒグマ対策は見直すべきであるというのが私たちの申し入れである。

そこで、北海道のヒグマ対策は、今一度、原点に立ち返って、一から見直し、出直していただきたい。

例えば、「春グマ駆除」は人里周辺のヒグマの生息数を減らせば、被害が軽減されるとの理念のもとで実施されたが、これはヒグマの習性を知っていれば、功を奏することがないことはすぐに分かるはずだ。この発想は車の通行量が減れば事故件数が減る、あるいは、スピードを控えれば死亡事故が減少するという分野の発想に基づいたようなもので、学習能力のあるヒグマに適用すれば、「ヒグマの地域個体群の絶滅を回避し、その存続を図っていくこと」など出来ようはずが無い。

知床の19号番屋では他地域に比べてヒグマの生息密度が大でありながら、ヒグマの被害はほとんどないことでも解る。ヒグマの習性を熟知していれば、容易に解ることなのに、それを実施してきた。その結果、被害が軽減されることは無かったし、むしろ、ヒグマ対策チームが「人を恐れない新世代ベアー」なる造語を創らざるを得なくなるまでに、被害をエスカレートさせてしまったといえる。

そこで、次のことを提言する。

1. 餌や誘引物質でヒグマをおびき寄せる「調査研究」は即時に止めること。
人を恐れないヒグマを生み出す原因になっていることから、止めることが必要。
2. 対策の中に掲げている「経過観察」を即時に止めること。人を恐れないヒグマを

生み出す原因になっていることから、止めることが必要。

3. ヒグマの出没情報に即時に対応し、現地でヒグマの出入口を速やかに発見して、「電気牧柵」を設置して、人の生活圏との分断をすること。

4. 出没ヒグマの出没原因を速やかに判別し、対策の必要のありなしを判断すること。

無害なヒグマが見られただけで、無用に捕殺されることを防ぎ、「ヒグマの地域個体群の絶滅を回避し、その存続を図っていくこと」を達成させることが必要。

5. ヒグマの出没情報やヒグマの対策情報はすべて速やかに公にすること。古平町の行方不明者の場合には公にされなかった。

(丁)